

藤井寺市行政改革大綱

平成 1 8 年 2 月

藤井寺市

目 次

はじめに	1
第 1 基本方針	2
1．基本方針	2
2．行政改革大綱の重点項目	2
3．大綱の推進期間	2
第 2 重点項目の考え方と取組方針	4
1．地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化	4
2．行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	5
3．定員管理及び給与の適正化等	6
4．人材育成の推進	7
5．公正の確保と透明性の向上	7
6．電子自治体の推進	7
7．自主性・自律性の高い財政運営の確保	8
推進にあたって	10

はじめに

少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められており、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。

また、NPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識が広まりつつあるなか、地方公共団体は、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていくとともに、地域の様々な力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが必要である。

このような状況を踏まえ、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。

本市では、平成10年3月に行政改革大綱及び同実施計画を策定し、平成13年11月には、行政改革大綱及び同実施計画の見直しを行い、社会経済情勢の変化に即応する行財政運営を目指し、職員の意識改革や事務事業の見直し、情報公開制度の確立、行政内部経費の節減、職員定数の削減と人件費の抑制、係制の全廃を含めた抜本的な組織・機構改革など様々な取り組みを行ってきたところである。

しかしながら、国庫補助負担金の一般財源化、一般財源化に対応する税源移譲等、普通交付税・臨時財政対策債の削減を内容とするいわゆる三位一体の改革の影響や景気の低迷による税収の減少、市民ニーズの多様化・高度化による行政需要の増大など、本市の財政状況は今まで以上に厳しい局面を迎えている。このような状況を踏まえると、より一層積極的な行政改革の推進と財政の健全化への取り組みを行う必要がある。

このようなことから、これまでの行政改革の成果も踏まえ、新たに行政改革大綱を策定し、市民との協働をより一層推進するとともに、説明責任を十分に果たしながら、市自らが担う役割を重点化し、市民の意向も積極的に取り入れる仕組みづくりを行うなど、行財政改革を計画的に進め、時代の変化や市民ニーズに沿った市政を推進するものとする。

第 1 基本方針

1. 基本方針

分権型社会システムに対応した行財政システムを構築し、地域とともに「安全・安心と歴史を未来に引き継ぐまち藤井寺」の実現に向け、行政改革大綱の基本方針を次の 2 点とする。

(1) 計画的な行政改革の推進

行政組織運営全般について、計画 (Plan) → 実施 (Do) → 検証 (Check) → 見直し (Action) のサイクル (以下「PDCA サイクル」という。) で、不断の点検を行いながら、行政改革大綱に基づく具体的な取組みを集中的かつ計画的に実施するため、平成 17 年度から平成 21 年度を計画期間とする集中改革プランを公営企業も含め策定し、平成 17 年度中に公表するものとする。

(2) 説明責任の確保

集中改革プランの策定、PDCA サイクルでの見直しにあたっては、市民等の意見を反映するような仕組みを整えるとともに、その過程について、速やかにホームページや広報等を通じて市民等にわかりやすい形で公表を行うものとする。また、行政改革による成果についても、市民等にわかりやすい形で公表に意を尽くすものとする。

2. 行政改革大綱の重点項目

1. 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化
2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
3. 定員管理及び給与の適正化等
4. 人材育成の推進
5. 公正の確保と透明性の向上
6. 電子自治体の推進
7. 自主性・自律性の高い財政運営の確保

3. 大綱の推進期間

この大綱に定める重点項目の推進期間は、おおむね 5 年間とする。なお、具体的な行政改革の取組み等については、別に策定する集中改革プランによるものとし、この大綱及び集中改革プランについては、PDCA サイクルに基づき不

断の点検を行い、改訂を行うものとする。

第2 重点項目の考え方と取組方針

1. 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

給与・旅費の計算等の総務事務や定型的な業務を含めた事務・事業全般にわたり民間委託推進の観点から総点検を行い、本市の組織規模や退職者数の推移などの実情を踏まえ、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法により、メリットの生じるような委託の可能性の検証を行うとともに事務・事業全般についての民間委託等についての総合的な指針を策定し、これに基づき積極的に民間委託等の推進を行うものとする。

【取組方針】

委託の実施あたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に必要な措置を講じることとする。

委託した事務・事業について、行政としての責任を果たしうるような措置を講じる。

民間委託等の実施状況について、説明責任の観点から、委託先、委託理由等の公表を行うこととする。

(2) 指定管理者制度の活用

平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により、管理委託を行っている公共施設については、平成18年9月までに、その施設ごとに指定管理者制度の活用が適切であるかの検証を行った上で、指定管理者の指定を行うものとする。また、その他の公の施設についても、その管理のあり方について検証を行うものとする。

(3) 地方公営企業の経営健全化

社会経済情勢の変化等により、地方公営企業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。現下の財政状況を踏まえ、事務・事業の見直し、民間委託等の民間的経営手法の導入などの取組みや定員適正化を積極的に進めるなど経営健全化に努めるものとする。

【取組方針】

より一層の計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の

策定や業績評価の実施を行い積極的な情報開示に取り組むものとする。

定員管理については、事務・事業の見直し、民間委託等の推進等により、引き続き適正化に努めるものとする。

（４）地方公社の経営健全化

地方公社については、経営環境の変化への対応、経営の効率化など様々な取り組みを行ってきたが、地方公共団体の財政運営の一層の健全化等の観点から、地方公社のさらなる経営改善等について積極的に取り組むものとする。

【取組方針】

給与及び役職員数については、経営状況を勘案しながら、引き続き適正化に努めるものとする。

（５）地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取り組みについて、積極的に推進するものとする。

【取組方針】

活動主体に対する援助や個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置や市内の自治組織等の活用など、活動主体との積極的な連携・協力を図るものとする。

地域協働を実践するため、個々の職員の意識改革などに積極的に取り組むものとする。

２．行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

（１）市民ニーズへの迅速な対応を可能とする組織編制

地方公共団体の組織については、平成 15 年の地方自治法改正による都道府県の局部数の法定制度廃止の趣旨等も踏まえ、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理しうる組織編制を行うものとする。

【取組方針】

政策、施策、事務・事業のまとまりなどに対応した部、課室編成とするとともに、市民ニーズへの迅速な対応の観点やスピーディーな意思決定・対応の観点から意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制を行うものとする。

３．定員管理及び給与の適正化等

（１）定員管理の適正化

定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直ししながら適正化に取り組むものとする。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、様々な雇用形態の活用、ＩＣＴ化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むものとする。また、定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画を策定するとともにこれを公表し、着実に実行するものとする。

【取組方針】

いわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職を踏まえ、退職者の補充をどの程度行うべきか十分に検討した上で、計画的な職員数の抑制に取り組むものとする。

定員適正化計画の策定にあたっては、電子自治体や民間委託等の推進などの進捗状況や行財政運営の状況を踏まえ、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について分析を行った上で、定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用するものとする。

（２）給与の適正化

市職員全般にわたり、その業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるような給与制度・運用・水準の適正化を推進するものとする。

【取組方針】

高齢層職員の昇給停止、退職時特別昇給、退職手当の支給率などについては、国の動向を踏まえつつ、引き続き国に準じた見直しを行うものとする。

特殊勤務手当等の諸手当の支給のあり方について総合的に再点検を行い、制度の趣旨に合致しないものなどについては、見直しを行うものとする。

（３）定員・給与等の状況の公表

平成１６年の地方公務員法の改正により、全地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨を踏まえ、定員・給与等の状況の公表を行うものとする。

【取組方針】

定員・給与等の状況の公表に当たっては、職種ごとに定員・給与等の状況を明らかにするとともに、市民等が理解しやすいような工夫を積極的に講じるものとする。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、適正に事業を実施するとともに、説明責任の観点から、人事行政運営等の状況の公表の一環として福利厚生事業の実施状況等を公表するものとする。

4. 人材育成の推進

平成16年6月の地方公務員法の改正により「研修に関する基本的な方針」を定めることについて法律上の責務とされたことを踏まえ、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、分権型社会の担い手にふさわしい総合的な人材育成に努めることとする。また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められていることも踏まえ、公正かつ客観的な人事システムの構築に引き続き積極的に取り組むものとする。

5. 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、市民等への説明責任を果たし、議会や市民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要であるとの認識の下、情報公開条例や行政手続条例に加えてパブリックコメント手続制度の積極的な活用を行うものとする。

6. 電子自治体の推進

電子自治体の推進に当たっては情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、共同アウトソーシングの推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワーク、総合行政ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組むものとする。

電子自治体を推進することにより、市民サービスの向上を図るとともに、業務改革を進め、真に必要な業務への重点的な職員配置などメリハリのある職員配置に努めるものとする。

【取組方針】

いわゆる旧式（レガシー）システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善・刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力・ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化に努めるものとする。

る。

7．自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定し、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めるものとする。

【取組方針】

説明責任の観点から、財政状況が総合的に把握できるような情報を工夫をして可能な限りわかりやすい方法で提供するものとする。

三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正の確保の必要性等を踏まえ、市税の徴収率の向上に積極的に取組むものとする。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めるものとする。

(2) 補助金等の整理合理化

様々な団体等に対する補助金等については、行政としての対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証を行い、整理合理化を推進するものとする。

(3) 公共工事

公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコスト構造の改革に取り組むものとする。また、公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組みを進めるものとする。

(4) 公的施設

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設(会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これに準ずる施設を指し、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものは除く。)については、新築及び増築を禁止することとされ、地方公共団体に対しても、これらの措置に準じて措置するよう要請するものとされていることから(平成12年5月26日閣議決定)、「民間と競合する公的施設の改革について」(平

成 1 2 年 6 月 9 日付け自治事務次官通知)を踏まえ、適切に対応するものとする。

推進にあたって

行政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが時代の変化を認識し、今、地方自治体が求められている役割や責任を十分自覚するとともに、行政改革推進本部を中心とした庁内の推進体制を確立し、全庁的に取組んでいくものとする。

また、実効ある行政改革とするため、本市が当面している課題のみならず、中長期的な課題も明らかにしながら、行政自らが最大限の努力を払うことはもちろんのこと、市民をはじめ関係諸団体及び市議会等の理解と協力の下に積極的に推進していくものとする。

一方、地方分権の実施に伴い、市町村が独自性・創造性を発揮し、地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりを進めていく時代を迎えている中で、市町村への適切な財源措置や地方税の充実強化等について、国や府に対して強く要望していくものとする。さらに、国や府の補助制度等の見直しが市町村の負担増につながらないように、併せて強く要望していくものとする。

この行政改革大綱に掲げている項目は、必要に応じて随時見直しながら、時代の要請にこたえられる行政改革と財政の健全化を推進し、地域と手をたずさえて、21世紀においても活気があり、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指していくものとする。